

## 後期高齢者医療制度の

# 「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）の交付を受けることができます。

この減額認定証を医療機関に提示することで、医療機関での窓口負担も一定額までとなり、入院時の食事代や居住費も減額されます。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証を持参のうえ、手続きを行ってください。

### ◆現在お持ちの人へ（更新のお知らせ）

現在交付されている減額認定証の有効期限は、平成25年7月31日迄までとなり、更新が必要になります。

現在、減額認定証をお持ちの人で…

#### ①平成25年8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」

（\*1）の該当となる人

→8月上旬に新しい減額認定証を直接送付します。

（自動更新のため申請書提出の必要はありません）

#### ②平成25年8月以降の認定区分が「区分Ⅱ」

（\*2）の該当となる人

→7月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、必ず8月30日迄までに申請書を提出し、更新の手続きをしてください。

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、その減額認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類を持参ください。

#### \*1 区分Ⅰ

世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(年金収入は控除額を80万円として計算します)又は老齢福祉年金受給者

#### \*2 区分Ⅱ

世帯全員が住民税非課税（区分Ⅰ以外の人）

○ 申請・更新場所 市民課保険年金係、各総合支所、各出張所

○ 必要なもの

①後期高齢者医療制度の保険証

②現在交付されている平成24年度の減額認定証

③現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、24年度の認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

### 問合せ先

市民課 ☎0837(52)5231

山口県後期高齢者医療広域連合 ☎083(921)7111

## 国民健康保険限度額認定証の更新手続きについて

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「限度額認定証」）の有効期限は、7月31日迄までとなっており、更新が必要になります。

8月1日迄以降有効の限度額認定証の更新手続きは、7月17日迄から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（保険証）・現在お持ちの限度

額認定証・印鑑を持参のうえ、8月30日迄までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分（A・B・C・Ⅱ・Ⅰ）は、平成24年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

※新規で限度額認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。

問合せ先 市民課 ☎0837(52)5231

### データで見る美祢市

#### まちのうごき（平成25年6月1日）

人口	27,387人	前月比	▲35人
男	12,801人	前月比	▲21人
女	14,586人	前月比	▲14人
世帯数	11,527世帯	前月比	+10世帯

( )内は県下総数

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
5月中	9(569)	1(5)	12(761)	77(3,300)
累計	37(2,862)	1(21)	57(3,565)	319(15,880)
昨年対比	+11(▲67)	0(+4)	+30(▲87)	▲31(▲14)

# 結核・肺がん検診（集団）方法の変更について

美祢市の結核・肺がん検診は、これまで市内の各地に検診車を巡回する方法で行っていましたが、今年になって厚生労働省が「検診車に医師の同乗、立ち合いが必要であり、そうでなければ違法である」との見解を示しました。

これを受け、今年度の結核・肺がん検診について、医師の立ち合いのもとで行うことにしましたが、従来どおり各地を巡回するための医師の確保が困難である

ことから、日数を少なくし、かつ各公民館で実施する方法に変更せざるを得なくなりました。

市民の皆さんにはご不便をおかけすることになりますが、事情をご理解いただき、受診していただきますよう、お願いいたします。

検診日程は下記のとおりですが、申し込みをされた人には、検診日が近づきましたら、改めて日程表と受診票を送付いたします。

●受付時間：9時～11時30分／13時～14時30分

美祢地域		秋芳地域		美東地域	
検診日	会場	検診日	会場	検診日	会場
9月11日(日)	伊佐公民館	9月25日(日)	嘉万公民館	10月2日(日)	美東保健福祉センター
9月12日(月)	豊田前公民館	9月26日(月)	別府公民館	10月3日(月)	綾木ふるさとセンター
9月13日(火)	厚保公民館	9月27日(火)	岩永公民館	10月4日(火)	真長田定住センター
9月18日(日)	於福公民館	9月30日(月)	秋芳保健センター	10月7日(月)	赤郷交流センター
9月19日(月)	美祢市民会館	問合せ先 健康増進課 (☎0837(53)0304) 美東総合支所総合窓口課 (☎08396(2)5005) 秋芳総合支所総合窓口課 (☎0837(62)1909)			
9月20日(火)	美祢市民会館				

## 福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、保健の向上と福祉の増進を図るため、障害を有する人、ひとり親家庭、乳幼児を対象として医療費の自己負担分について助成を行います。

この制度は、申請をされないといけないことができません。また、所得制限がありますので、手続きが済んでいない人は申請手続きを行ってください。

なお、現在「福祉医療費受給者証」を所持している人で更新手続きが必要な人は、市から案内を行いますので、期限内に手続きを行ってください。

制度区分	重度心身障害者	ひとり親家庭	乳幼児
対象	障害年金1級の受給者、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者等	ひとり親家庭の母又は父及び児童	義務教育就学前の児童
手続に必要なもの	①上記、障害程度が確認できるもの（年金証書、身体障害者手帳、療育手帳等） ②対象者の健康保険証 ③印鑑	①対象者の健康保険証 ②印鑑	①対象児童の健康保険証 ②印鑑
	※平成25年1月2日以降美祢市に転入をされた人は、下記の書類も必要となります。		
	④対象者の所得が確認できるもの（平成25年度所得証明書）	③母又は父の市町村民税所得割額が確認できるもの（平成25年度課税証明書等）	③母又は父の市町村民税所得割額が確認できるもの（平成25年度課税証明書等）
受給者証更新日	毎年7月1日	毎年8月1日	

問合せ先 地域福祉課障害福祉係 (☎0837(52)5227) 地域福祉課児童福祉係 (☎0837(52)5228)